

環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成30年12月4日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区子母口地内
	指定開発行為の目的	道路の新設
	指定開発行為の内容	延長：約245m／計画幅員：22.0m 車線数：供用時 2～3車線、将来完成時 4車線（片側2車線）
	指定開発行為の施行期間	平成35年4月～平成36年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：平成30年12月4日（火）～平成31年1月17日（木） 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。ただし、高津区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び縦覧時間	高津区役所、高津区役所橋出張所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分から午後5時まで
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり、どなたでも意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見のある方は、どなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報をお返ししてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は条例審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者（事業者）が作成する条例見解書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3311 5 意見書を提出できる期間 条例準備書の縦覧期間中（平成30年12月4日～平成31年1月17日） （郵送の場合は、平成31年1月17日消印有効） 意見書の提出先 川崎市環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	